奈良県太陽光発電施設の設置と維持管理等に関する条例について

令和5年9月15日 奈良県水循環・森林・景観環境部 環境政策課

大規模

・・・大規模太陽光発電施設に関するページ

規制区域

・・・規制区域に設置する太陽光発電施設に関するページ

目的

大規模

規制区域

• 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)の 創設以降、本県でも太陽光発電施設の導入が急速に進展する中、県内で土地改変を伴う太陽光発電施設の事業計画に対して、地域住民の理解が得られていない事案が見られることから、太陽光発電施設と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活を確保するため、実効性の高い規制が必要と認識し、本条例を策定しました。

定義

大規模

規制区域

1. 太陽光発電施設

・太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する設備(太陽電池モジュール、それを支持する架台等)及びその附属設備(パワーコンディショナーや接続箱等)をいう。なお、建築基準法第二条第一号に規定する**建築物に設置されるものは除**く。

2. 太陽光発電施設の設置

- ・太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含む。また、これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更も含む。
- 太陽光発電施設の増設とは、次の事項が該当する。
 - ① 太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の面積又は数を増加させること
 - ② 設備等の増加・位置の変更に伴い、施設区域を拡大すること

定義

大規模

規制区域

3. 施設区域

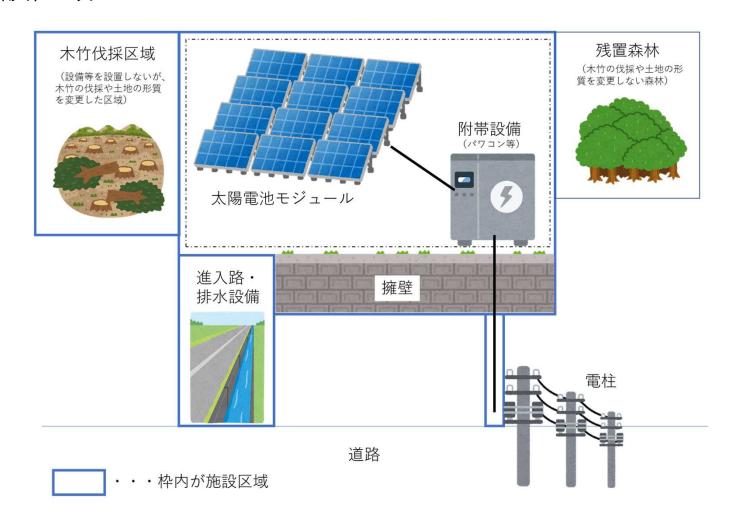
- 施設区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域。
- ・接続していない複数の区域であっても、一体的に使用する場合は一つの施設区域として取り扱う。また、複数の区域に存する太陽光発電施設等においてキュービクル等の設備、管理道、排水施設等が共用される場合は、それぞれの区域における設置者が異なるときであっても、原則として一体の施設区域として取り扱うものとする。
- なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の施設区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール(フロート部分を含む。)の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要な土地を加えた区域とする。

定義

大規模

規制区域

施設区域のイメージ



規制(許可)対象



1. 土地の形質の変更を伴う大規模太陽光発電施設の設置 (条例第5条)

①土地の形質の変更

- a. 切土で、高さが2メートルを超える崖を生ずるもの
- b. 盛土で、高さが1メートルを超える崖を生ずるもの
- c. 切土と盛土とを同時にする場合で、高さが2メートルを超える崖を生ずるもの
- d. 切土・盛土をする面積が500平方メートルを超えるもの※
- ※ なお、盛土・切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル を超えないものについては、d.の面積に算入しない。

②大規模太陽光発電施設

施設区域が5,000m²(0.5ha)を超える太陽光発電施設

規制(許可)対象



2. 設置規制区域への太陽光発電施設の設置(条例第6条)

①設置規制区域

- a. 地域森林計画対象民有林(森林法第五条第一項)
- b. 地すべり防止区域(地すべり等防止法第三条第一項)
- c. 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に 関する法律第三条第一項)
- d. 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律第九条第一項)
- e. 宅地造成工事規制区域(改正前の宅地造成等規制法第三条第 一項、土地の形質の変更を伴う場合に限る)
- f. 砂防指定地(奈良県砂防指定地等管理条例第二条第一項)

なお、太陽電池モジュールと一体型の製品である屋外照明機器、防犯カメラ、鳥獣害対策電気柵、ポータブル電源等は許可不要

規制(許可)対象

大規模

規制区域

			設置規制区域内			設置規制区域外		
		新設	許可施設の 増設	既存施設の 増設 (増設部分が大規模で ある場合だけでなく、 増設により全体が大規 模となる場合を含む)	新設	許可施設の 増設	既存施設の 増設 (増設部分が大規模で ある場合だけでなく、 増設により全体が大規 模となる場合を含む)	
大規模	土地改変あり	設置許可 (第 5 条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第 5 条)	設置許可 (第 5 条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第5条)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	土地改変なし	設置許可 (第6条) (環境調査、住民説明 なし)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第6条) (環境調査、住民説明 なし)	不要	変更許可 (第11条) (新設時に土地改変を 伴う大規模設置許可を 受け、土地改変を伴わ ない増設を行う場合)	不要	
小 規 模		設置許可 (第 6 条)	変更許可 (第11条)	設置許可 (第 6 条)	不要		不要	

「大規模」:施設区域の面積が**5,000**平方メートルを超える太陽光発電施設の設置「土地改変」:土地の形質の変更

申請前に

すること

大規模

規制区域

事業

終

了

廃

止

事業開始

(以降、 維 持管理を実

施)

)変更があれば、恋)災害・事故がある必要に応じて

めれば、届出は、変更申請・届出かあれば、報告書を提出

があ

工事

(開始

完了時等に届出)

許 可 を 取 得



許



〇設置場所 して環境影響の調査・の太陽光条例も含む)の土地の規制法令等を の規制法令等を事前に確認

)必要に応じ (市町村の-

住民説明会等を

の場合は必須



光 発 電 施 設 を 設 置 た

()

太

陽

9

大規模

規制区域

○共通事項

	図面	縮尺	明示事項	備考
1	位置図	1/50,000 以上	(1)方位 (2)施設区域の位置 (3)周辺の土地利用及び地形の状況 (4)周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5)施設区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6)関係法令に基づく規制区域等	
2	区域図	1/5,000 以上	(1)方位 (2)施設区域の境界 (3)土地の形状 (4)府県界及び市町界 (5)市町の区域内の町又は字の境界 (6)施設区域及び施設区域に隣接する土地の地番、土地 に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称 並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別 及びその権利者の氏名又は名称	
3	配置図	1/5,000 以上	(1)方位 (2)施設区域の境界 (3)道路及び目標となる地物 (4)工作物の位置、形状及び寸法 (5)施設区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6)施設区域内の 植栽計画 (7)施設区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状	

大規模

規制区域

○共通事項(つづき)

ノ	ナ	世尹児 (\mathcal{L})	
		図面	縮尺	明示事項	備考
	4	面積求積図	1/5,000 以上	(1)方位(2)施設区域の面積の求積に必要な寸法及び算式(3)切土又は盛土(以下「切土等」という。)を行う土地の面積の求積に必要な寸法及び算式(3)施設区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式(4)工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式(5)湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式	
	5	土地の平面図	1/5,000 以上	(1)方位 (2)施設区域の境界 (3)切土等を行う土地の位置及び形状 (4)切土等を行った後の地盤面の計画高 (5)崖又は擁壁の位置 (6)法面の保護の方法 (7)縦横断線の位置、記号	
		土地の縦断 面図及び横 断面図		(1)施設区域の境界 (2)切土等を行う前後の地盤面 (3)崖又は擁壁の位置 (4)法面の保護の方法 (5) 縦横断線の記号	縦横断線の記号は土地の平面図と 一致させること
	7	現況写真		(1)全景・部分のカラー写真 (2)太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況	写真の撮影位置、撮影方向を明示 した図面を添付すること

大規模

規制区域

○共通事項 (つづき)

ノフヽ	(世书织)		,	
	図面	縮尺	明示事項	備考
8	擁壁の構造 図	1/200 以上	(1)擁壁の寸法及び勾配 (2)擁壁の材料の種別及び寸法 (3)裏込めコンクリートの寸法 (4)透水層の位置及び寸法 (5)水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6)擁壁を設置する前後の地盤面 (7)基礎地盤の土質 (8)基礎ぐいの位置、材料及び寸法	擁壁を設置するとき (正面図、平面図、側面図、断面 図、配筋図)
9	排水施設の 平面図	1/5,000 以上	(1)排水区域の区域界 (2)排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
10	許可の申請 の状況又は 届出に関す る記録		(1)関係法令への該当の有無 (2)手続き状況 (3)確認・手続き先	参考様式(別紙1)
	維持管理及 び保守点検 に関する計 画		(1)維持管理等の責任者連絡先 (2)人員配置及び体制計画、維持管理等の内容 (3)災害等に対する措置 (4)保険等の加入状況	参考様式(別紙2)
12	連絡体制に 関する計画		工事、維持管理、事故・災害時等ごとの連絡体制	
13	廃止時の撤 去に関する 計画		廃棄方法、廃棄費用の確保、事業廃止後の現状普及等 についての計画	
14	太陽光発電 施設の構造 図		(1)太陽光発電施設の位置・寸法 (2)構造方法、材料の種別・寸法	

大規模

規制区域

○共通事項 (つづき)

\		, J C	/	
	図面	縮尺	明示事項	備考
15	環境に及ぼ す影響にの いて の 実施を 証する 書面		環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象施設については、環境影響評価書 その他施設については、検査結果と配慮事項がわかる 書類	5条許可の場合のみ
16	地域住民等 への説明の 実施記録		(1)実施日時・場所(2)説明を行った住民の氏名等(3)説明の対象人数(4)説明の内容・状況	参考様式(別紙3) 5条許可の場合のみ
17	本人確認書 類			個人:住民票の写し 法人:履歴事項全部証明書、定款
18	委任状		代理者の連絡先(所属・氏名・住所・連絡先)	代理者に委任する場合
19	工事体制図			資格が必要な場合はその免状等の 写しを添付すること
20	地権者の同 意書		設置区域内の申請者以外の土地所有者の同意	

大規模

規制区域

○施設区域に地域森林計画対象民有林を含む場合

	図面	縮尺	明示事項	備考
1	流量計算書		計画雨水量、設計流速	申請区域外も検討
2	構造計算書			全高1m以上の擁壁等
3		1/100 以上	(1)崖の高さ、勾配及び土質 (2)切土等を行う前後の地盤面 (3)崖面の保護の方法	

○施設区域に土砂災害特別警戒区域を含む場合

	図面	縮尺	明示事項	備考
1	現況図	1/5,000 以上	(1)開発行為全体の区域 (2)水路、河川、林況	
2	流域現況図	1/50,000 以上	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況 (河川の位量を安全に流下させられない地点の位置等)	置、開発に伴い増加するピーク流
3	防災計画平面図	1/5,000 以上	(1)開発区域の境界 (2)切土・盛土施行区域の位置・形状 (3)工事中の集水区域及び集水区域面積 (4)工事中の雨水排水路の位置・種類・材料・形状・ 寸法・勾配・水の流れ方向 (5)防災施設の位置・形状・寸法・名称・記号 (6)法面の位置・形状・勾配・記号、縦横断線の位 置・記号	

大規模

規制区域

○施設区域に土砂災害特別警戒区域を含む場合(つづき)

	図面	縮尺	明示事項	備考
4	法面の定 規図	1/100 以上	(1)法面の高さ・勾配 (2)防災施設の位置・形状・寸法 (3)法面保護の方法	
5	防 災 施 設 等 工 作 物 の構造図	1/200 以上	(1)施設等の正面・断面・平面・記号 (2)施設等の寸法、材料の詳細	記号は防災計画平面図と一致させる
6	防災施設 等工作物 の設計根 拠		設計基礎数値、安定計算	
7		1/5,000 以上	(1)開発区域の境界 (2)集水区域・面積 (3)排水施設の位置・種類・形状・寸法・勾配・水の 流れ方向	集水区域毎に記号を付する。区域 外の集水区域も図示できる範囲で 明示する。 外周区域の水路改修、排水施設の 施設範囲
8	水理計算書		算定基礎数値・流量計算	
9	構造計算書			全高1m以上の擁壁等

この他、関連法令等の適合にしていることがわかる書類等(許可書の写しなど)を 求める場合があります。

許可申請前の手続き



規制区域

- 1. 土地の規制法令等の確認
 - ①各種土地関連法令の確認
 - 施設設置に係る土地に関して、事前に他の法令による規制等がないか確認しておくことが必要。
 - 県土利用政策課及び各法令担当課や土木事務所、市町村へ問い合わせ。

②市町村太陽光条例の確認

• 市町村で太陽光条例が定められている場合は、本条例と市町村条例の両方に適合していることが必要。

(設置の許可申請時に市町村条例への適合を確認できる書類を求める場合があります)

• 市町村条例に関しては各市町村の担当課へ問い合わせ。

許可申請前の手続き



- 2. 環境影響についての調査
 - ①環境影響評価法又は環境影響評価条例の対象事業規模の施設
 - 環境影響評価書をもって、環境影響についての調査とする。
 - ②上記以外の施設(主に5ha未満の施設)
 - 環境及び景観に及ぼす影響の調査等を実施するにあたっては、環境影響 調査の手引きを基に実施すること。
 - 事業の内容、立地場所や周辺環境等を考慮し、騒音、水の濁り、土地の 安定性、反射光、生態系、景観等の環境の構成要素に係る項目に掛かる 調査を実施すること。
 - ト記の結果に基づき、配慮する事項を決定すること。

許可申請前の手続き

大規模

3. 地域住民等への説明等

①説明会の実施

- **説明対象者の範囲**:原則として、施設区域の全部又は一部をその区域に 含む地縁による団体及び当該団体の区域に隣接する地縁による団体の区域に居住する者
- 説明会の場所:自治会等と相談し、公民館などの住民の皆さんが集まりやすい場所としてください。また、説明会について十分に周知してください。
- 説明の内容:設置工事に関することだけでなく、施設の設置から事業終了後の対応までとし、環境調査結果及び環境への配慮事項、維持管理等計画も含みます。

②その他

• 設置等計画及び説明会の実施概要について、インターネット等により公開してください。

大規模

- 1. 申請前手続きに関する基準
 - 環境影響についての調査、地域住民等への説明について、適切に実施していること。



規制区域

- 2. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障に関する基準
 - ①地域森林計画対象民有林における基準

(地盤について)

1 地盤について講ずる措置に関して、切土又は盛土をする場合においては崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。

(擁壁について)

1 切土又は盛土をした土地の部分に生ずる崖面に法面崩壊防止措置として擁壁を設置するときは、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。

(擁壁の水抜穴)

- 1 設置を要する擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内 径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水 抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。
- 2 擁壁の裏面に設置する透水層は、その裏面の全面に設置すること。ただし、擁壁に接続する地盤が切土であって軟岩 (風化の著しいものを除く。)以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがなく、特に必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

(排水施設の設置について)

- 1 排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるように、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置していること。
 - 一 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
 - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- 二 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

当該区域の土砂災害防止に係る地盤・擁壁・崖面・排水施設の基準については、「宅地造成等規制法に関する技術基準」(平成6年10月 社団法人奈良県建築士協会)を参考とすること。加えて、擁壁に関しては建築基準法施行令の基準についても留意すること。





- 2. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障に関する基準
 - ②土砂災害特別警戒区域における基準

以下のa又はbのいずれかの基準を満たすことを合理的根拠に基づき説明すること。

- a. 土砂災害等による太陽光発電施設の損壊のおそれがないことが明らかであること。 土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、施設区域内の安全性を高める対策工事及び施設の構造等の安全性が確保されているものであること。
- b. 土砂災害等による太陽光発電施設の損壊が生じた場合であっても、人的被害等のおそれがないことが明らかであること。 土砂災害特別警戒区域等の情報、地形図、土地条件図等を用いた資料調査及び地盤調査等の事前調査結果を基に、想 定される土砂災害等のリスク及びその対応方針が明確に示され、住宅地、学校、道路等から離れている等の理由により、 施設の損壊等が生じた場合においても県民の生命又は身体に著しい危害(当該施設の損壊に起因する建築物若しくは工 作物の損壊又は交通の遮断によって生ずるものを含む。)が生じるおそれがないと認められること。
- ③反射光及び騒音等が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことのないこ と
- ・騒音に関しては、音を発生させる設備等について住宅地からできる限り距離を取る等、配慮していること。
- ・反射光に関しては、住宅地や道路周辺においては、低反射性のモジュールを用いること、又は、位置、傾斜角度等について十分に配慮して設置されたものであること。

なお、配慮の必要のない地域に設置する場合には対象外とする。





- 2. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障に関する基準
 - ④太陽光発電施設の構造の安全性

(支持物の構造等)

太陽電池モジュールを支持する工作物(以下「支持物」という。)は、次の各号により施設しなければならない。

- 一 自重、地震荷重、風圧荷重、積雪荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重に対し安定であること。
- 二 前号に規定する荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。
- 三 支持物を構成する各部材は、前号に規定する許容応力度を満たす設計に必要な安定した品質を持つ材料であるとともに、腐食、腐朽その他の劣化を生じにくい材料又は防食等の劣化防止のための措置を講じた材料であること。
- 四 太陽電池モジュールと支持物の接合部、支持物の部材間及び支持物の架構部分と基礎又はアンカー部分の接合部における存在応力を確実に伝える構造とすること。
- 五 支持物の基礎部分は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 土地又は水面に施設される支持物の基礎部分は、上部構造から伝わる荷重に対して、上部構造に支障をきたす 沈下、浮上がり及び水平方向への移動を生じないものであること。
 - ロ 土地に自立して施設される支持物の基礎部分は、杭基礎若しくは鉄筋コンクリート造の直接基礎又はこれらと 同等以上の支持力を有するものであること。
- 六 土地に自立して施設されるもののうち設置面からの太陽電池アレイ (太陽電池モジュール及び支持物の総体をいう。)の最高の高さが九メートルを超える場合には、必要な構造強度等を確保すること。

太陽光発電施設の構造の安全性に関する基準については、技術的内容をできるだけ具体的に示した「発電用太陽電池設備の技術基準の解釈(令和3年3月 経済産業省)」や「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説(令和3年4月 経済産業省)」等を参考とすること。





- 2. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障に関する基準 ⑤電気工事に関する安全性の確保
 - a. 電気工事には太陽光電池モジュールの合計出力に応じて電気工事士 又は認定電気工事従事者を従事させること。
 - b. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、 必要に応じて主任技術者を選任すること。



規制区域

- 2. 生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障に関する基準
 - ⑥太陽光発電施設の維持管理等

維持管理等計画・設置後の維持管理保守点検の実施計画・太陽光発電事業終了後の施設の撤去に関する計画を策定し、その内容が以下の基準に適合していること。

- a. 施設全般、太陽光発電設備、付帯設備等それぞれの維持管理のための点検箇所、項目、頻度等の内容(太陽光発電システム保守点検ガイドライン(令和元年12月 日本電機工業会・太陽光発電協会)等を参考とすること)、保守点検に関する組織体制、人員体制、連絡体制を定めていること。
- b. 設置等計画に従い、保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保 管その他の維持管理を行うこと。
- c. 想定される災害(土砂災害だけでなく、暴風、豪雨等)毎の対策、実施体制などの措置内容を定めていること。
- d. 災害等又は事故により太陽光発電施設の損壊が発生し、周辺地域の環境 の保全上の支障が生じた場合における速やかな復旧、周辺地域の環境保 全上の支障除去のための対策、実施体制、連絡体制等を定めていること。



- 3. 施設の敷地に関する法令等への適合に関する基準以下の法令の規定に適合していること
 - ① 森林法第十条の二第一項
 - ② 農地法第四条第一項、第五条第一項
 - ③ 自然公園法第二十条第三項、第三十三条第一項
 - ④ 地すべり等防止法第十八条第一項
 - ⑤ 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項
 - ⑥ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項
 - ⑦ 自然環境保全法第二十五条第四項、第二十八条第一項
 - ⑧ 特定都市河川浸水被害対策法第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項
 - ⑨ 改正前の宅地造成等規制法第八条第一項、第十二条第一項
 - ⑩ 奈良県立自然公園条例第十七条第一項、第十九条第一項
 - ① 奈良県自然環境保全条例第二十三条第四項、第二十五条第一項
 - 迎 奈良県砂防指定地等管理条例第三条、第六条

大規模

- 1. 変更内容と区分について
 - ①氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)及び住所
 - a. 事業主体に変更がない場合:軽微変更届
 - b. 事業主体に変更がある場合:事業承継届
 - ②太陽光発電施設の設置の場所
 - ③施設区域の位置及び面積
 - a. 新たに施設区域とする区域がない場合:軽微変更届
 - b. 新たに施設区域とする区域がある場合:変更許可申請 (変更後が大規模でかつ施設区域に土地の形質の変更がある場合、環境調査・地域住民等への説明が必要)
 - ④太陽光発電施設の出力
 - a. 出力が減少する場合:軽微変更届
 - b. 補修等により出力が増加する場合:軽微変更届
 - c. その他出力が増加する場合:変更許可申請





- 1. 変更内容と区分について(つづき)
 - ⑤太陽光発電施設に係る事業の内容及び当該事業の実施の予定の期間
 - a. 工事期間に関する変更:工事開始届等
 - b. その他の変更:変更許可申請
 - ⑥設置等計画に関する事項
 - a. 公表方法の変更:軽微変更届
 - b. 連絡体制に関する変更:軽微変更届
 - c. その他の変更:変更許可申請
 - ⑦太陽光発電施設の構造に関する事項
 - a. 太陽電池モジュール等の減少:軽微変更届
 - b. 架台の修理等、施設の機能維持のための行為:軽微変更届
 - c. その他の変更:変更許可申請



- 2. 変更許可の申請前手続き
 - 新たに施設区域とする区域がある場合で、変更後の施設区域の面積が5,000平方メートルを超える施設(土地の形質の変更がある場合に限る)については、変更事項について環境影響の調査及び地域住民等への説明が必要。※
 - ただし、環境影響評価法及び環境影響評価条例において再度 環境影響評価の実施が必要ない場合は、規則第7条第1項第 3号の環境影響の調査を実施。
 - 以下の基準を全て満たすものは、変更許可の際の環境影響の調査は不要。
 - 変更前の施設区域から10メートル以上離れた区域が新たに施設区域とならないこと。
 - 新たに施設区域となる部分の面積が、1,000平方メートル未満かつ変更前の面積の10パーセント未満であること。
 - ※条例第五条の許可を得た施設について、土地の形質の変更を伴わない 増設をする場合も含まれる。



- 3. 変更許可申請の添付書類
 - 許可申請時に必要な添付書類のうち、本人確認書類(代理者に委任する場合は委任状も添付すること)及び変更箇所に関連する図面等の書類を添付。
 - 環境影響の調査又は地域住民等への説明を行った場合には、 それぞれの実施状況がわかる書類を添付。
- 4. 変更許可の審査基準
 - 変更許可の審査基準は、設置許可申請時の基準と同様。

大規模

規制区域

5. 軽微な変更

- ① 氏名、名称、住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、主たる事務所の住所の変更(事業主体に変更がある場合は、30日以内に事業継承届の提出が必要)
- ② 施設区域の範囲の縮小
- ③ 太陽光発電施設の出力の減少
- ④ 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー等の面積又 は数の減少
- ⑤ 設置規制区域内に設置する理由
- ⑥ 設置等計画の公表方法
- ⑦ 関係法令の手続状況
- ⑧ 連絡体制に係る計画
- ⑨ 破損した太陽電池モジュール・パワコンの取り替え
- ⑩ 架台の修理・交換
- ① その他太陽光発電施設の機能を維持するための行為

工事・維持管理等

大規模

- 1. 工事の届出
 - 設置工事について以下の時に届出が必要。
 - ① 工事の着手
 - ② 工事の完了
 - ③ 工事の中止
 - ④ 工事の再開
 - 必要に応じて、県は現地確認を行う。
- ※設置工事の着手とは、各種関係法令に基づく手続きを完了した後に実施されるものであって、太陽光発電施設を設置する事業区域において、設置計画(工事工程表など)に基づく継続した工事(木竹の伐採、土地の形質変更を含む。)を開始することをいい、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工、太陽光パネル等の製造は除きます。

工事・維持管理等

大規模

- 2. 維持管理·保守点検
 - 許可を受けた者は、太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければなりません。
 - ①平常時の維持管理・記録の保管
 - 常時安全かつ良好な状態を維持するため、施設全般、太陽光発電設備、付帯設備等に係る点検箇所、項目、頻度等の内容、保守点検に関する組織体制、人員体制、連絡体制を定めてください。また、設置等計画に従い、保守点検、当該保守点検に係る記録を3年間保管する必要があります。
 - ②土砂災害等が発生又はそのおそれがある場合の措置
 - 太陽光発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が 生じないために必要な措置が速やかに講じられるよう、想定される 災害毎の対策、実施体制などの措置内容を定めてください。

工事•維持管理等

大規模

- 2. 維持管理・保守点検
 - 許可を受けた者は、太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければなりません。
 - ③施設の損壊が発生又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じた 場合の措置
 - 速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられるよう、速やかな復旧、周辺地域の環境保全上の支障除去のための対策、実施体制、連絡体制等を定めてください。
 - ④事故又は災害発生時の報告
 - 事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のための必要な措置を講ずるとともに、発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告することとします。

工事•維持管理等

大規模

規制区域

3. 廃止時の措置

- 施設の廃止に係る留意事項としては、廃止工事については、 太陽光発電設備を解体・撤去するだけでなく、廃止後の施設 区域を安全に管理するために必要な措置も含むものとします。 設置時の計画にも廃止時の措置について記載を求めます。
- 廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、速やかに適切に処分することとします。

※太陽光発電施設の廃止とは、太陽光発電設備を解体・撤去し、電気を得る事業を廃止することです。

工事・維持管理等

- 4. 既存施設設置者の維持管理等
 - ①維持管理等の義務

既存施設設置者は、維持管理を適正に実施し、保守点検の記録 を保管する義務があります。また、廃止時にも関係法令等を遵守 し、撤去等を適正に実施しなければなりません。

②維持管理計画の作成と公表

既存施設設置者は、維持管理計画の作成と公表に努めることと しています。

③事故時の報告

既存施設設置は、事故時の措置及び知事への報告をしなければなりません。

※既存施設設置者とは、条例施行前に太陽光発電施設を設置済またはその設置工事に着手している者のことをいいます。工事の着手については、経過措置に記載の他法・他条例の許可申請・届出をしていることも含まれます。

経過措置について

以下の場合には、許可申請に係る条項を適用しない。 (設置許可不要)

- 1. 条例の施行日前に、設置者が太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合
- 2. 条例の施行日前に、設置者が以下の申請又は届出をした場合
 - ① 森林法第十条の二第一項の許可を求める申請
 - ② 農地法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を求める申請
 - ③ 自然公園法第二十条第三項の許可を求める申請若しくは同法第三十三条第一項の規定による届出
 - ④ 地すべり等防止法第十八条第一項の許可を求める申請
 - ⑤ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第三十五条の二第一項の許可を求める申請
 - ⑥ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を求める申請
 - ⑦ 自然環境保全法第二十五条第四項の許可を求める申請若しくは同法第二十八条第一項の規 定による届出
 - ⑧ 改正前の宅地造成等規制法第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を求める申請
 - ⑨ 奈良県立自然公園条例第十七条第三項の許可を求める申請若しくは同条例第十九条第一項 の規定による届出
 - ⑩ 奈良県自然環境保全条例第二十三条第四項の許可を求める申請若しくは同条例第二十五条第一項の規定による届出
 - ① 奈良県砂防指定地等管理条例第三条若しくは第六条の許可を求める申請

本条例にかかる連絡先



規制区域

1. 本条例全般、申請に関すること

奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係

場所:奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎2階

電話番号: 0742-27-8016

メールアドレス:energy-kankyo@office.pref.nara.lg.jp

※担当が不在の場合や会議室が確保できない場合がありますので、

ご相談・申請等で来庁される際は事前に予約をお願いいたします。

本条例にかかる連絡先



- 2. 土地規制に関する各種法令について
 - ①土地規制全般について (関係課の紹介) 県土利用政策課 0742-27-8484
 - ②森林法について 森と人の共生推進課 0742-27-7475
 - ③地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、 奈良県砂防指定地等管理条例について 砂防・災害対策課 総務管理係 0742-27-7513 ※許可に関する申請手続等は、管轄の<u>県土木事務所にご相談ください</u>。
 - ④土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 について 砂防・災害対策課 災害対策係 0742-27-8521
 - ⑤宅地造成等規制法について 建築安全推進課 0742-27-7573
- ※その他の土地規制等については、今後、当課ホームページに掲載する予定の 「主な関係法令等一覧」をご覧ください。